東報健発第 672 号 令和 5 年 5 月 15 日

事業主 各位

東京都報道事業健康保険組合 理事長 林 恭 一

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 支給申請の臨時的な取扱いの終了について

当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申 し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請につきましては、やむ を得ぬ事情により医療機関を受診しなかった場合、臨時的な取扱いとして療養担当者意 見欄の医師の証明を不要とし、事業主がその旨を証明することを認めておりましたが、 令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省保険局保険課発事務連絡「新型コロナウイルス感染症 に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」に基づき、他の傷病による支給申請と同様に、 傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄に医師の証明が必要となります。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、趣旨ご理解賜ります とともに、被保険者の皆さまへご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

## 【変更点】

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請については、臨時的な 取扱いとして療養担当者意見欄(申請書2ページ目)の証明の添付を不要として いましたが、申請期間(療養のため休んだ期間)の初日が令和5年5月8日以降 の傷病手当金の支給申請においては、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手 当金支給申請書の**療養担当者意見欄(申請書2ページ目)に医師の証明が必要**と なります。

以上

問合せ先

東京都報道事業健康保険組合

給付課

電 話:03 (6264) 0134